

警備業・探偵業者の皆様へ

★警備・探偵業法施行規則が一部改正になります (R6.4.1 施行) ★

改正点 1 警備業の認定証、探偵業の届出証明書の廃止

- 警備業法の認定証及び探偵業法の探偵業届出証明書（以下「認定証等」という。）が廃止されることになりました。
- それに伴い、認定証等に代わるものとして事業者が自ら標識を作成し、営業所（警備業においては主たる営業所）の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- 標識の様式は、下記ページよりダウンロードしてください。
([警備業法施行規則別記様式第2号](#)、[探偵業法施行規則別記様式第4号](#))

改正点 2 標識のウェブサイトへの掲載について

- 警備業者及び探偵業者は、作成した標識を営業所（警備業においては主たる営業所）の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業者のウェブサイトに掲示することにより公衆の閲覧に供しなければならないこととされました。

【ウェブサイトへの掲載が免除される場合(次のいずれかに該当する場合)】

- ・ 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ・ 当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

- ウェブサイトは、例えば当該事業者が他の事業者に委託して運用しているウェブサイトも含み、トップページ等消費者の目につきやすい箇所に明瞭に掲示してください。

改正点 3 各種様式の変更

- 上記改正に伴い、各種申請書等の様式が変更になっています。
詳しくは「[生活安全関連様式集](#)」を参照してください。

お問い合わせ先

香川県警察本部 生活安全部生活安全企画課 許可等事務管理室 ☎087-833-0110
最寄りの警察署 生活安全課又は生活安全刑事課